オンライン会議パソコン用 Office 及び Zoom ライセンスの使用に関する契約　仕様書

1　件名

オンライン会議パソコン用 Office 及び Zoom ライセンスの使用に関する契約

2　委託期間

令和９年３月１日から令和１０年２月２９日まで

3　履行場所

川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所総務企画局デジタル化施策推進室　他

4　目的

令和２年度に調達したオンライン会議用パソコンで使用する Office 及び Zoom ライセンスを導入するもの。また、Zoom ライセンスについては、各局調達分についても ISMAP 版に変更するため、併せて導入するもの。

5　委託内容

(1) Microsoft ライセンスの供与

ア　製品名

Microsoft 社製 Office365 E3（Teams を含む）

イ　提供ライセンス数

264 ライセンス

(2) Zoom ライセンスの供与

ア　製品名

(ｱ) Zoom Workplace　Business（Japanese Government Preset 対応）

(ｲ) Zoom Webinar

イ　提供ライセンス数

(ｱ) ６０ライセンス

(ｲ) １ライセンス

(3) サポート対応

上記(1)、(2)のソフトウエア自体に不具合が生じた場合には、問い合わせ対応を行うこと。受注者が連絡を受け付けるのは、9：00～17：00（土日祝日及び 12 月 29 日～１月３日を除く）とし、電話又は電子メールにて質問を受け付け、原則として翌営業日までに回答すること。

6　納品物

５(1)のライセンス証書を納入すること。なおライセンス証書はメール等電子媒体による

納品も可とする。

7　作業全般における要件

(1) 本市の条例、規則等を遵守し、本市の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。

(2) 受託者が作業するための環境（作業場所、機器等）は、原則として提供しないが、本市との会議を行うための会議室は、可能な範囲において本市が用意する。

(3) 秘密保持に係る誓約書、入室に要する入庁届など、書面の提出が必要となる場合には、本市の指示により提出すること。

(4) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と受託者で協議の上、定めること。

8　データの保護等について

(1) 本業務の実施に当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料及びデータに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。

(3) 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(4) 受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

(5) 受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。